



秋厚労ニュース

メール info@shukouro.net

NO1941号

2020年9月9日

秋田県厚生連労働組合

秋田市山王5-4-2

TEL 018(864)3341

FAX 018(864)3349

年末手当は生命線

秋闘要求書の内容

【年間手当に関する要求】

【1】秋厚労2020年5月11日付「年間手当要求」に基づいて、年末手当（本俸＋調整手当＋家族手当＋世帯支援手当）を2.0ヶ月（支給日及び基準日12月15日）とすること

【働く人手を増やすことに関する要求】

- 【1】次年度要員計画達成のための経過と今後の見通しを示すこと
- 【2】全職員が定時に帰ることができる職員数を配置すること
- 【3】過去1年間にスタッフの半数以上が月9日以上、夜勤を3ヶ月以上続けている病棟に関しては早急に増員すること
- 【4】医療職Ⅱすべてについて奨学金を適用させること

【58歳以上の不利益の改善に関する要求】

【1】満58歳以上の職員について、定期昇給の停止及び退職金の算定年数から58歳以上の在職年数を除外する制度をすぐに廃止すること

【年次有給休暇に関する要求】

【1】年次有給休暇について、現在の取得状況と今後の見通しを示すこと

【子育て支援に関する要求】

- 【1】子育てしながら働き続けられる環境をつくるために、現行の妊産婦、育児に関する制度が活用されるよう周知徹底し、制度を拡充すること
- 【2】不妊治療と仕事が両立できる制度をつくること

【転勤に関する要求】

【1】転勤をさせる場合には対象者と職場長に対して、転勤の理由と期間を明示すること

【ハラスメントに関する要求】

【1】本所にハラスメント対策室を設置し、労働者からの相談について対応すること

【借家・借間手当に関する要求】

【1】持ち家以外の人には借家・借間手当を支給すること

【在宅医療に関する要求】

【1】臨時職員の訪問看護師、ケアマネージャーについて、正職員になれる制度をつくること

【委託・外注・派遣に関する要求】

【1】治療の要である「食」を担う栄養科、および病院の危機管理の中核である中央監視室について、委託・外注・派遣化構想を断念すること

【臨時職員の労働条件に関する要求】

【1】再雇用職員も含む臨時職員の時給を引き上げること

去る9月5日（土）第5回中央委員会にて、秋闘要求を決定し、7日（月）に経営者へ提出しました。秋闘の焦点は年末手当と次年度の人員の確保です。

職員の生活を守るため

第5回中央委員会で、年末手当について「最低限度を求め、住宅ローンがあるの絶対には2ヶ月以上でないと困る」「人手不足でも頑張っているのに2ヶ月でないと納得できない」と意見が出されました。

要求どおりの支給を

意見の背景には、全国の病院で収支の悪化を理由に

必要な職種と人数を調べる

人手不足の課題に対しては、特に要員計画未達の職種の採用をどうするのか、内定状況を確認することになりました。また、「人手不足を解消して」と漠然と経

営側に訴えるだけでなく、調査できる職場では、必要な職種と人数を調べることにしました。できるだけだけ大勢で秋闘の交渉に臨みましょう。

夏期手当が減額されたことが影響しています。秋田県厚生連は、「職員の生活を守る」として夏期手当を要求どおり支給しました。秋厚

労は職員にとって年間手当は生命線と考えています。要求どおりに支給してほしいと多くの組合員が望んでいます。

秋闘に関する日程

ストライキ権確立批准投票

11月2日（月）～9日（月）

回答指定日

11月18日（水）